

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	組織機構改革		項目番号	4 -	
改革方針	<p>新たな行政課題や多様化する市民の行政ニーズに対応するため、簡素、効率かつ機動的な組織づくりを基本とした組織のフラット化(平面化)、フレキシブル化(柔軟化)、フロント化(前面化)を実施する。意思決定の迅速化、責任の明確化を図り、柔軟な組織運営と市民側を向いた組織構築を行う。</p>	理念 目標	<p>協働 効率 自立</p> <p>効率的で生産性の高い組織、目的指向型で市民にわかりやすい組織を構築し、新たな行政需要・課題に迅速、的確に対応するための組織体制を整備する。</p>	期日	平成15年4月
所管部・室	行政改革評価室	所管室長名	岩本 信博		
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のピラミッド型組織では、組織階層が大規模であるため、情報伝達、意思決定に時間を要している。また、組織目的の統一化、責任の明確化が十分に図れていない。 ・ 縦割り型組織の傾向が強く、部・課・係を超えた業務の横の連携や、業務の繁閑に応じた流動的な人員配置等が十分に行われていない。 ・ 市民サービス向上に向け、届出、申請、情報、相談案内等市民に直結する業務を総合化し、フロントオフィス（総合窓口）を構築する必要がある。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民からの要望、新たな行政需要に的確にスピードをもって対応できる組織を構築する必要がある。 ・ 所属を超えて取り組む必要のある課題が増加する中、組織の横の連携を強化するとともに、業務に応じた流動的な人員配置等を行う必要がある。 ・ 権限委譲を行い、可能な限り市民に近いところで意思決定を行う体制を整備する必要がある。 				
改革の具体的内容	<p>新たな行政需要・課題に対応する組織、効率的で生産性の高い組織、目的指向型で市民に近い組織の構築に向け、組織のフラット化(平面化)、フレキシブル化(柔軟化)、フロント化(前面化)を実施し、それに応じた事務分掌の変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課・係を廃止し、室を設置するとともに、部長 - 室長 - 室員の3階層の組織を構築することで、情報伝達・意思決定のスピード化、組織目的の統一化、責任の明確化を図る。 ・ 各室内においては、効率的に業務を遂行し室の組織目的を達成するため、従来の係のような明確な業務の縦割りを廃し、チーム等の設置により室員が常に相互協力できる体制の強化を図る。 ・ 各部署単位で主管室を設置し、部間、部内各室間の連携調整、業務の取りまとめを行うことで室間の縦割りの弊害をなくす。 ・ 届出、申請、情報、相談案内等市民に直結する業務を総合化し、フロントオフィス（総合窓口）構築に向けた組織を整備する。 				

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年度	15	16	17	18	
年度別計画	内容	組織機構改革実施課・係を廃止し室制度を導入(4月) 新組織機構を検証し、必要な部分一部見直し検討(12月)	組織機構の一部見直し実施(4月) 新総合計画体系に沿った組織機構の検討体制整備、検討推進(7月~1月) 職員意見募集(8月~) 組織機構ヒアリングの実施(10月)	組織機構の一部見直し実施(4月) 総合計画体系に沿った組織機構の検討体制整備、検討推進(6月~1月) 職員説明会等の開催(随時)	組織機構の見直し実施(7月) 組織機構の検証・検討推進(10月~1月) 職員説明会等の開催(随時)
	目標(数値等)	組織機構改革の検証と一部見直し	新総合計画体系に沿った組織機構の構築 横断的に取り組む施策分野への対応	総合計画体系に沿った組織機構の構築	組織機構の一部見直し
	経費節減額(千円)	-	-	-	-
計画に対する成果	内容	組織機構改革実施課・係を廃止し室制度を導入(4月) 組織機構ヒアリングの実施、職員意見募集(1月) 新組織機構を検証し、必要な部分一部見直し検討(2月~3月)	・組織・機構の見直しスケジュール、方針策定(8月~10月) ・組織機構ヒアリングの実施(10月) ・職員意見募集(オフサイトミーティング、ヒアリング結果公表など)(11月) ・新組織機構(案)内部決定(1月下旬) ・新組織機構外部発表(議会重要施策特別委など)(2月中旬)	・18年度組織見直し方針を策定し、各部ヒアリングを実施 ・下水道部門の体制整備(18年1月改編) ・組織機構検討チームを立ち上げ、18年度見直しに向けた検討を推進。 ・健康福祉部に地域包括支援センターを配置。(4月)	
	目標(数値等)	組織機構改革の検証と一部見直し(重要課題、簡素効率化への対応実施)	現行組織の検証と一部見直し 横断的に取り組む政策分野への対応(総合計画体系に沿った組織機構については、本年度検討の結果、18年度実施)	現行組織の検証と一部見直し(建設部・都市環境部の再編等課題への対応) 横断的に取り組む政策分野へのプロジェクトチーム制の導入	
	経費節減額(千円)	-	-	-	-

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	人事制度改革		項目番号	4 -
改革方針	18年度からの国の人事給与制度改革に合わせて職員の能力が一層発揮できるよう、成果主義・能力主義に基づく人事制度を確立する。能力本位、適材適所の任用、人事考課制度の整備を行う。制度の構築にあたっては、目標管理制度との連携を図る。	理念	協働	
			効率	
		目標	公務能率の向上や職員のモラルの維持等を図る観点から、公務労働者の性格にも配慮しながら、職員が蓄積した経験や知識を含めて職員の能力や勤務実績について公正で客観的な評価を行い、より、能力や実績を重視した制度とする。	
		期日	平成18年3月	
所管部・室	総務部 人事給与室	所管室長名	高岡 秀樹	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 現行の人事管理は、原則、年功序列によるものであり、その弊害として、機会の平等だけでなく、結果の平等も保障されてきましたが、これからは、年功序列による人事管理では対応できなくなっている。また、能力実績等の評価については、部長等のヒアリング及び職員からの自己申告書並びに人事担当部局の客観的な評価により行っているところであるが、これも公正な人事管理制度になっているとはいえない現状である。</p> <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ職の職務権限が不明確であるため、責任ポストを確保し生産性の向上を図る必要がある。 ・給与制度に、能力、勤務実績を反映する必要がある。 ・評価の公平性の確保を図る必要がある。 			
改革の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・免職、降任、降格について明確な基準、手続を整備することにより、勤務実績不良者等に対して厳正に対処する。 ・職員の能力、勤務実績に応じ適材適所の観点から優秀な人材を積極的に昇任させるような人事考課制度を構築する。 ・昇格については、年功的な要素を縮小する方向で給与制度のあり方を検討し、能力、実績主義により反映できる制度とする。 ・職員一人ひとりが個々の能力を最大限に発揮できる体制を整備する。 ・職員の能力や勤務実績について公正で客観的な評価を行える制度とする。 ・自己申告制度、目標管理制度、上司と部下の面談等により評価が行える制度とする。 			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年 度	15	16	17	18	
年度別 計 画	内 容	・人事管理制度の検討構築（～16年1月） ・人事管理制度庁内周知（16年2月～3月） ・評定研修（2月）	・免職、降任、降格について明確な基準、手続を整備する。 （9月までに明確な基準・手続整備） ・人事考課制度の検討構築（～17年3月）	・免職、降任、降格について明確な基準、手続を整備する。 （9月までに明確な基準・手続整備） ・人事考課制度の検討構築（～18年3月）	・人事考課制度の検討構築（18年12月まで） ・人事考課制度の試行（19年1月～）
	目 標 (数値等)	人事管理制度の構築	人事考課制度の構築	人事考課制度の構築	人事考課制度の構築・試行
	経費節減額 (千円)	-	-	-	
計画に 対する 成 果	内 容	・検討組織の立上げおよび課題の検討（～16年1月）		・検討項目として、人事考課制度・複線型人事制度・希望降格制度等の導入や、勸奨退職制度の見直し、役職定年制などを設定 ・希望降格制度の実施（1月～） ・人事考課制度については、本年の人事院勧告や国・県の動向を視野に入れつつ、検討	
	目 標 (数値等)	制度構築に取り組みなかった。	人事管理制度の構築に取り組みなかった。	・人事考課制度の具体的な検討に取り組みなかった。 ・希望降格制度の実施	
	経費節減額 (千円)	-	-	-	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	職員給与制度の見直し		項目番号	4 -
改革方針	職員給与制度について、人事院勧告制度を尊重しながら、引き続き、給与水準や諸手当等の見直しを行うとともに、能力・実績をより重視した給与体系への転換を検討する。	理念 目標	協働	
			効率	
			自立	
			国の公務員制度改革による新たな公務員制度にそって、本市職員の基本給（能力給）職責手当（職責給）による給与体系を確立し、人事考課制度とリンクした給与制度の実現に向け検討する。	
		期日	平成19年3月	
所管部・室	総務部 人事給与室	所管室長名	高岡 秀樹	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本給については、人事院勧告制度を尊重した職務職階による体系となっている。 ・諸手当のうち、特殊勤務手当については、緊急対策として、見直しを実施した。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね年功序列により昇任し能力実績等が反映されていない。 ・諸手当のうち、特殊勤務手当については、危険、不快等に合致していないものや月額で支給しているものを更に見直す必要がある。 ・勤勉手当についても、一律で支給しているが、勤務実績を反映できるシステムにする必要がある。 ・その他諸手当についても時代を見据えた見直しを行う体制を整備する。 			
改革の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊勤務手当については、原則月額を廃止又は日額に見直し、危険不快等に合致するものに整理する。 ・給与制度については、国の給与制度改革に沿った見直しを進める。 			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年 度	15	16	17	18	
年度別 計 画	内 容	・特殊勤務手当の見直し ・免職、降任、降格について明確な基準、手続を整備することにより、勤務実績不良者等に対して厳正に対処する。(12月までに明確な基準・手続整備)	・職務遂行能力基準に基づく評価の導入に向けた検討	・職務遂行能力基準に基づく評価の導入に向けた検討 ・国の動向を勘案した新給与制度の構築に向けた検討をする。 ・特殊勤務手当の見直し、整理 ・管理職手当の抜本の見直し	・人事院勧告や国・県の動向を視野に入れたつつ、勤務実績を反映した給与制度へ移行 ・特殊勤務手当の見直し、整理 ・管理職手当の抜本の見直し(18年7月)
	目 標 (数値等)	特殊勤務手当の見直し及び給与(2%)減額 (緊急対策で実施)	給与(2%)減額 (平成16年12月31日まで) (緊急対策で実施)	・退職時特昇制度の見直し ・特殊勤務手当の見直し ・管理職手当の見直し	・特殊勤務手当の見直し ・管理職手当の見直し
	経費節減額 (千円)	人件費の削減 一般会計: 91,121 特別会計: 5,005 組合会計: 20,553	給料(2%削減) 61,000 管理職手当(16%削減) 17,000 特殊勤務手当(H14比) 6,000 時間外勤務手当抑制(H14比) 22,000	人件費の削減 管理職手当(20%削減) 30,000 特殊勤務手当(H14比) 21,000 時間外勤務手当抑制(H14比) 45,000	人件費の削減 管理職手当(20%削減) 30,000 特殊勤務手当(H14比) 21,000 時間外勤務手当抑制(H14比) 62,000
計画に 対する 成 果	内 容	・特殊勤務手当の見直し ・検討組織の立上げおよび課題の検討(～16年1月)	・給料表の改定(平均1.07%17年1月1日実施) ・管理職手当の見直し検討(平成17年4月より実施)	・検討項目として、勤務実績を反映した給与体系、特勤手当見直し、管理職手当見直し、時間外勤務手当縮減などを設定 ・管理職手当の平均20%削減(4月～) ・退職時特別昇給制度については、17年7月に廃止 ・特殊勤務手当、管理職手当については、18年度からの見直しに向け検討チームで検討推進中	
	目 標 (数値等)	給料の2%削減、管理職手当の平均16%削減及び特殊勤務手当の見直しを実施(緊急対策で実施) ・明確な基準・手続整備までは取り組めなかった	・給料表の減額改定(平均1.07%17年1月1日実施) ・評価制度導入に向けた検討には取り組めなかった。	・管理職手当の平均20%削減(4月～) ・退職時特別昇給制度の廃止 ・人事考課制度導入に向けた具体的な検討に取り組めなかった。	
	経費節減額 (千円)	人件費の削減 給料(2%削減) 82,000 管理職手当(16%削減) 22,000 特殊勤務手当(H14比) 5,000 時間外勤務手当抑制(H14比) 22,000	人件費の削減 給料(2%削減) 61,000 管理職手当(16%削減) 17,000 特殊勤務手当(H14比) 6,000 時間外勤務手当抑制(H14比) 45,000	人件費の削減 管理職手当(20%削減) 30,000 特殊勤務手当(H14比) 21,000 時間外勤務手当抑制(H14比) 62,000 退職時特別昇給の廃止 2,000	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	職員定数の適正化		項目番号	4 -
改革方針	職員配置の徹底した見直しを進め、新たな行政課題に対応した簡素で効率的な執行体制の整備に努め、定員適正化計画を作成して計画的な定員の削減を行う。今後4年間で4%削減する。臨時、非常勤職員についても、適正配置及び人員削減を行う。	理念 目標	協働	
			効率	
			自立	
			職員配置について、簡素で効率的な執行体制の整備に努め、今後の民間委託等も含め総合的な見地から定員適正化計画を策定する。当面は、退職者補充を最小限として4年間で4%の減員を目指すものとする。	
		期日	平成19年3月	
所管部・室	総務部 人事給与室	所管室長名	高岡 秀樹	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 現状は、定員モデルなどによると名張市の職員数は、類似団体と比較した場合元々少ない人員（H14：10人・H15：20人）で行っているところであり、更に、人員削減を行うとなれば、臨時職員の増員や民間委託等との連携を図りながら計画を進める必要がある。また、公共下水道などの事業進捗に伴う今後の増員も必要であると考えられている中、その事業計画にあわせた組織体制が必要となる。</p> <p>〔問題点〕 ・18年度以降から10年間程度は、定年退職者が毎年20人前後退職していくこととなるため、その時点での再度定員管理計画の見直しが必要となる。 ・職員数の適正化と職員配置の適正化を考える必要がある。</p>			
改革の具体的内容	<p>・定員管理にあたっては、新規の行政需要に対しても原則として職員の配置転換や組織のフレキシブル化によって対応するなど、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、民間委託の推進などにより極力定員の縮減を行うとともに、増員を抑制し、定員の適正化を図るため、定員適正化計画を策定する。 ・当面は、15年度から18年度の定年退職者の補充を抑制し、4年間で4%削減を目指す。 ・職員の不補充分については、積極的に業務の民間委託を進めるほか、臨時職員を有効に活用するなど、簡素で効率的な執行体制を整える。</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

	年 度	15	16	17	18
年度別 計 画	内 容	定員適正化計画の策定 (16年3月までに策定)	・定員適正化計画の策定 (16年10月までに策定)	・定員適正化計画の策定 (17年9月までに策定)	定員適正化計画に基づく定員適正化の推進
	目 標 (数値等)	職員数の0.5%の削減	職員数の1.0%の削減	・定員適正化計画の策定 ・職員数の0.2%の削減	職員数の0.5%の増
	経費節減額 (千円)	民間委託の項目で(10,500)	35,000	7,200	18,000
計画に 対する 成 果	内 容	・検討組織の立上げおよび課題の検討(～16年1月)	・定員適正化計画策定方針を策定した。	・定員適正化計画を策定(18年3月) H17年4月1日現在の職員数821人を64人(7.8%)削減し、H22年4月1日の目標職員数を757人と設定	
	目 標 (数値等)	・退職者不補充による減員(10名減員) 15年度末 10人/1059人： 0.94%減 ・定員適正化計画の策定には取り組みなかった。	・退職者不補充による減員(38名減員) 16年度末 38人/1059人：3.59%減 ・定員適正化計画策定方針を策定した。	・退職者不補充による減員20人(17年度末58人/1059人：5.48%減) ・定員適正化計画を策定	
	経費節減額 (千円)	31,500	124,000	196,581	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	時差出勤制の導入		項目番号	4 -
改革方針	より柔軟な市民対応とサービスの向上、業務の効率化のため、必要な部署について時差出勤制の導入をする。 この一環として、窓口サービスの向上を図るため、受付時間の延長等を行う。	理念 目標	協働 効率 自立	平成15年10月を目標に市民サービスの向上を目的として開庁時間の延長を検討する。当面は、窓口業務の受付時間の延長を目指す。
			期日	
		所管部・室	総務部 人事給与室 市民部 市民政策室	所管室長名
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 現状は、8時30分から17時までの業務時間であり、この時間以外は、市民が必要な用件、手続等について、一部を除き業務時間外となり、用件を済ませることができない。</p> <p>〔問題点〕 ・時差出勤により、職員が少なくなる時間帯の市民サービスの低下が懸念される。 ・環境ISOの観点からすると電気代等の経費がかかることも懸念される。 ・機構改革により小さな単位の組織となったことから、改めて組織の現状を把握するとともに問題点を検証し導入に向け進める必要がある。</p>			
改革の具体的内容	<p>・平成15年10月導入を目標に市民サービスの向上を図るため、住民ニーズに対応した窓口サービスの時間延長をする。 ・戸籍、民生、税務部門など窓口業務の需要が見込まれる部門から窓口業務の延長を行なう。</p> <p>(計画) 5月～6月：業務等の現況調査・住民ニーズの把握・庁内調整 7月～8月：業務延長実施に向けての方向性・業務延長部署の決定 9月：市民周知 10月：窓口業務延長開始 10月～：住民ニーズを踏まえ必要な部門の窓口業務延長に向け検討</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年度	15	16	17	18	
年度別計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・10月より戸籍、税務部門の窓口業務の受付時間を延長する。 ・市民需要を踏まえ必要な部門の窓口業務の時間延長に向け検討する。 ・職員の時差出勤制を導入し、公務能率の向上と時間外勤務縮減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上、業務の効率化を目指し、必要な部門の時間延長の窓口業務の拡大を図る。 ・閉庁日の開庁、業務実施に向け調査、検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスのさらなる向上と業務の効率化を目指して、時間外や閉庁日の窓口サービスのあり方について、引き続き検討する。 ・変形労働時間制の導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の休息時間の廃止及び休憩時間の見直しに伴ない勤務時間を見直す。(変形労働時間制の一部見直し)
	目標(数値等)	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務の時間の延長 ・時差出勤の導入 	窓口業務の時間延長部門の拡大	変形労働時間制の導入(勤務時間の弾力的運用)	変形労働時間制の検証及び一部見直し
	経費節減額(千円)	-	-	-	
計画に対する成果	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・10月より毎週火・木曜日に2時間の窓口業務の時間延長を実施(延長業務:戸籍関係証明書、税務関係証明書の交付) ・11月より職員の時差出勤制を導入 ・時間外窓口の利用実績 戸籍:320件 税:20件 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月より毎週火・木曜日の延長窓口を毎週木曜日の19時までと毎月第1・第3日曜日の9時から正午までの時間外窓口に改め、窓口業務サービス向上を図った。 ・時間外窓口の利用実績 戸籍:1,105件 税:64件 ・職員の勤務時間の弾力的運用を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月より、勤務時間を見直すとともに、週40時間単位の変形労働時間制を導入 ・窓口延長については、毎週木曜日の19時までと毎月第1・第3日曜日の9時から正午まで実施 ・時間外窓口の利用実績 戸籍:1,151件 税:64件 ・変形労働時間制、窓口延長とともに、利活用状況や効果の検証を実施 	
	目標(数値等)	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務の時間の延長を実施 利用実績 戸籍:320件 税:20件 ・時差出勤の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務の時間の延長を実施 利用実績 戸籍:1,105件 税:64件 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務の時間の延長を実施 利用実績 戸籍:1,151件 税:64件 	
	経費節減額(千円)	-	-	-	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	予算制度改革		項目番号	4 -
改革方針	バランスシート、コスト計算書等を導入するとともに、評価制度と連携する予算制度、また一次要求（枠配分）、二次要求（評価と連動）の制度構築等、総合的な予算編成制度の転換を図る。	理念	協働	
			効率	
		目標	自立 ・財政情報の公開 ・コスト意識の向上	
		期日	平成15年10月	
所管部・室	企画財政部 財政室 行政改革評価室	所管室長名	中野 伸宏 岩本 信博	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 国や地方の財政は、極めて厳しい状況にあり、その健全化が重要な課題となっている。当市も、例外ではなく、市民の多様なニーズに対応するための財政需要の増加などにより、財政状況は慢性的な財源不足の状態にある。これらを効率の面から見ると、本来、費用として発生し手当てされなければならないコストが見過ごされ、事態が差し迫って初めてそのコストを認識し、その対処に苦慮するといった事態を招いている。</p> <p>〔問題点〕 税金の投入等により整備された資産の構成や、将来返済しなければならない負債と返済を要しない正味資産との比較など、ストック（財産）に関する情報が少なく、またコストと行政活動の効果とを比較していないため、効率性についての把握ができず、事務事業に対するコストが妥当なものか、将来財政的に支障がないかなどの問題があり、市民から評価される予算編成かどうかの検証が必要である。</p>			
改革の具体的内容	6月・7月に作成する「地方財政状況調査表」と合わせて、バランスシート、行政コスト計算書を作成し、財政分析を行った結果を、行政評価とともに予算編成に反映させる。また、市民への情報公開を進める観点から、広報等で企業会計的財政分析を公表していく。			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年 度	15	16	17	18	
年度別 計 画	内 容	バランスシート、行政コスト計算書を作成し、財政分析を行い公表する。	バランスシート、行政コスト計算書を作成する。(7月～) これらを財政分析の資料として活用する。(10月～) 評価制度とともに、予算制度に反映させる。(10月～)	継続実施 総量規制(部単位の枠配分額設定)方式の導入 評価制度と予算編成との連携の検討	継続実施 企業会計も含めた市全体の連結バランスシートの作成検討 事業単位の行政コスト計算書の作成検討
	目 標 (数値等)	-	-	-	-
	経費節減額 (千円)	-	-	-	-
計画に 対する 成 果		広報なばり2月分に掲載するとともに、ホームページにも掲載 バランスシート、行政コスト計算書の分析結果を平成16年度当初予算に反映 ・一般投資事業債の抑制(起債借入額10億円以内) ・病院会計繰出金の見直し	・バランスシート、行政コスト計算書は作成済(8月) ・類似団体より資料を収集しバランスシート等を比較検討 ・12月広報にて決算状況を、2月広報にて詳細な決算分析等を掲載 ・評価制度の予算制度への反映には、取り組めていない	・H18年度予算編成時に、経常経費に総量規制(部単位の枠配分額設定)方式を導入(11月) ・H16年度のバランスシート、コスト計算書を作成 ・12月広報にて決算状況を、2月広報にて財政分析等を掲載 ・評価制度と予算編成との連携を検討	
	目 標 (数値等)	-	-	-	-
	経費節減額 (千円)	-	-	-	-

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	使用料・手数料等負担の見直し		項目番号	4 -																																								
改革方針	使用料・手数料及び負担金等について、受益と負担・事務事業の性格、市民のニーズ等を考慮しながら見直しを行う。	理念 目標	協働																																									
			効率																																									
			自立																																									
			各種の使用料などの市民負担について、その水準の妥当性の検討を行うことにより、受益と負担の適正化を図る。																																									
			期日	平成18年10月																																								
所管部・室	企画財政部 財政室	所管室長名	中野 伸宏																																									
改革項目の現状と問題点	<p>・現在、公共施設の維持管理運営経費については、その経費の殆どを一般財源で賄っている状況であり、中には無料の施設もあることから、施設を利用しない市民との公平性を確保する必要がある。</p> <p>・使用料・手数料等については、各担当所管で必要に応じ見直しを行っているが、全庁的・総合的な見直し作業は行われておらず、中には相当の年数が経過しているものもあり、社会情勢や行政需要が大きく変化するなか、早期に見直しを図る必要がある。</p> <p>< 使用料・手数料の推移 ></p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H 9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> <tr> <td></td> <td>決算</td> <td>決算</td> <td>決算</td> <td>決算</td> <td>決算</td> <td>決算</td> <td>決算</td> <td>決算</td> <td>最終予算</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料</td> <td>135,877</td> <td>140,283</td> <td>141,925</td> <td>141,604</td> <td>142,195</td> <td>146,726</td> <td>150,739</td> <td>167,171</td> <td>173,289</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>45,478</td> <td>45,637</td> <td>45,142</td> <td>49,181</td> <td>47,956</td> <td>47,160</td> <td>45,594</td> <td>44,715</td> <td>48,160</td> </tr> </tbody> </table>				区分	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17		決算	最終予算	使用料	135,877	140,283	141,925	141,604	142,195	146,726	150,739	167,171	173,289	手数料	45,478	45,637	45,142	49,181	47,956	47,160	45,594	44,715	48,160							
区分	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17																																			
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	最終予算																																			
使用料	135,877	140,283	141,925	141,604	142,195	146,726	150,739	167,171	173,289																																			
手数料	45,478	45,637	45,142	49,181	47,956	47,160	45,594	44,715	48,160																																			
改革の具体的内容	<p>受益者負担の適正化を図る観点から、各種の使用料・手数料等の算定方法（コスト、受益者負担区分、改定サイクル等）等について統一化を図り、総合的に料金の見直しを行う。</p>																																											

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年度別 計 画	年 度	15	16	17	18
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料・手数料の算定方法等のルール化を図り、料金の見直しを行う。(受益者負担率の設定、改定サイクルの設定)(10月) ・コストの削減及び利用率の向上を図る。 ・新たな使用料・手数料、受益者負担金等の導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料・手数料の算定方法等のルールに基づき、料金の見直しを行う。 ・コストの削減及び利用率の向上を図る。 ・新たな使用料・手数料、受益者負担金等の導入を検討する。(8月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に実施した調査結果の分析により使用料算定のルール化を図り、当初予算編成に反映させる。 ・手数料について近隣自治体等の状況を調査する。 ・新たな使用料・手数料、受益者負担の導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料・手数料とともに、コストと連動した算定・サイクルのルール化を検討 ・新たな使用料・手数料、受益者負担の導入を検討 ・行政コスト計算書などを利用した施設等の支出内訳の公表の検討
目 標 (数値等)	受益者負担の適正化・公平性の確保	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
経費節減額 (千円)	-	-	-	-	
計画に 対する 成 果	内 容	平成15年度当初改定内容 ・保育所保育料 ・キャンプ場入場料、使用料 ・幼稚園保育料 上記の統一的な基準については、料金設定方針等を検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料の統一的な基準を設けるための調査(3月実施予定)について、調査項目等を研究 ・施設管理経費について、対前年度95%のシーリング実施(予算編成時) ・新たな使用料・手数料、受益者負担金等の導入については未着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各市へ手数料を照会(6月) ・受益と負担のあり方について他市の事例を検討 	
	目 標 (数値等)	-	-	-	
	経費節減額 (千円)	7,600収入増	4,900収入増	23,294収入増	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	公共料金支払い方法の見直し		項目番号	4 -
改革方針	コンビニエンスストアでの公共料金の取扱いなど、新たな窓口や方法を検討し、サービスの向上をはかる。	理念 目標	協働	
			効率	
		自立		
			公共料金の取扱いにおいて、コンビニエンスストアなどの新たな窓口や方法を検討し、住民ニーズにこたえ、サービスの向上を図る。	
		期日	平成16年3月	
所管部・室	出納室 関係室	所管室長名	福永 ひろ子	
改革項目の 現状と問題点	<p>〔現状〕 (1)公金収納事務の私人への委託は、使用料・手数料・賃貸料及び貸付金の元利償還金について認められている。 (2)地方税等の収納事務については、ニーズが高く、平成15年4月に地方自治法施行令が改正され、地方公共団体が規則で定める要件に該当する私人に委託することが可能になった。</p> <p>〔問題点〕 (1)システム構築の初期投資を伴う。 (2)ランニングコスト（取扱手数料）が必要で、現行よりコスト高となる部分もあるので、費用対効果の検証を要する。</p>			
	<p>以下の要領で、関係機関への協力要請・関係各課による協議を進め、平成15年度に検討した報告書の内容に基づき、可能なことから早急に実施していく。 （平成15年6～12月） 他市の状況を調査し、具体的内容を把握する。 研究チーム組織化・・・収納室・介護保険室・子育て支援室・水道部・集落排水室・教育委員会学務管理室及び情報政策室等による研究・協議を進める。 業界への協力要請。 費用対効果などのコスト検証。 市民サービスの向上につながる改善点を随時、検討・実施していく。 (例)マルチペイメントネットワークシステムの研究 など。</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年度別 計画	年度	15	16	17	18
	内容	他市の状況を調査し、具体的内容を把握する。 研究チーム組織化...収納室水道部・集落排水室・教育委員会学務管理室及び情報政策室等による研究・協議を進める。 財務会計システムの電子化との整合をはかる。 費用対効果などのコスト検証。 検討結果の報告と決定。 (6月～12月)	研究会の開催 実施 (7月～) 基本的なサ・ビスの提供(17年度から導入の新財務会計システムによる)の向上内容の研究・具体化 (10月) 納付書の統一・行政事務の効率化関係の予算要求	研究会の開催 実施 (4月～) 基本的なサ・ビスの提供(18年度から導入の新財務会計システムによる)の向上内容の研究・具体化 (10月) 納付書の統一・行政事務の効率化関係の予算要求	研究会の開催・実施(4月～) ・水道料金以外へのコンビニ収納の導入 検討 ・公共料金・税等の納付書の統一及び収納方法のあり方について、19年度実施に向けて準備、検討
目標 (数値等)			・基本的なサービスの提供の向上...準備 ・行政事務の効率化...準備 ・更なるサービスの提供(コンビニ収納等)...検討	・基本的なサービスの提供の向上...準備 ・行政事務の効率化...準備 ・更なるサービスの提供(コンビニ収納等)...検討	・水道料金以外へのコンビニ収納の導入 検討 ・19年度の納付書の統一に向けて準備、検討
経費節減額 (千円)			事務事業見直しによる経費節減効果	事務事業見直しによる経費節減効果	事務事業見直しによる経費節減効果
計画に 対する 成果	内容	(6月～10月) 先進市視察、収納代行業者・金融機関・郵便局・関係室との勉強会 (7月～12月) 公共料金見直し方法の研究会 (12月) 一新委員会審議	(出納室)関係機関への協力要請・関係各室による協議を進め、可能なことから実施している。特に他の地公体でも実績のある水道料金の場合、税等に先行し平成16年度中にコンビニ収納を行なう見通しとなった。 (水道政策室・営業室)水道料金の場合、全国的に数年前から実績があり、税等に先行しコンビニ収納を進めることとなった。既に水道料金の収納代行業者を決定しており、あとはバーコード対応の検証など水道料金システムのカスタマイズを進め、平成16年度内に整備が完了する見通しとなった。また、年度末にはユーザーに対し、支払方法など周知していく。	水道料金のコンビニ収納を6月から開始。 庁内で検討チームを開催し、公共料金・税等の納付書の統一および収納方法のあり方について検討、納付書の統一は19年度から実施する結論に至った。	
	目標 (数値等)	使用料・手数料等低額で件数の少ない公金については、費用対効果の観点から、かなりのコストが発生するコンビニ収納よりも、その他の支払方法の推進(口座振替・郵便局での納付の推進等)による住民サービスの向上・事務の簡素化を推進します。 コンビニ収納については、他の地公体でも実績のある水道料金・平成15年3月に法案が国会を通過したことにより収納可能となった税等を中心に、費用対効果を検証し、推進します。	納付書の統一に係る予算要求できず。	・水道料金のコンビニ収納の実施	
	経費節減額 (千円)	-	-	2,376所要	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	公共施設の有効活用		項目番号	4 -
改革方針	既存公共施設の効率的、効果的な運営を図るため、施設の利用状況について、総合的、横断的な観点からの検討を行い、公共施設の有効活用を進める。	理念	協働 効率 自立	仮称「公共施設有効利用検討チーム」を設置し、市全体の財産を包括管理するために、関係部署において情報の共有化を図り、公共施設の有効活用の検討を進める。
		目標		
		期日	平成19年3月	
所管部・室	行政改革評価室 関係室	所管室長名	岩本 信博	
改革項目の現状と問題点	自由時間の増大等により、市民の文化、スポーツ・レクリエーション活動をする機会は、増加している。このような中で各施設の利用状況を適確に把握し、関係する部署が情報の共有化を図り、公共施設の効率的な活用方法を検討する必要がある。 <u>公共施設の維持管理は、厳しい財政状況から効率的かつ効果的に実施することが求められている。</u> <u>これまで、公共施設のうち、“公の施設”の維持管理については、直営かもしくは公共団体による管理委託制度に限られていたが、平成15年の地方自治法の改正によって指定管理者制度が導入され、民間の企業や団体であっても施設の維持管理が可能となった。</u> <u>当市では平成17年に指定管理者制度を導入し、一部の施設において管理を実施してきているが、今後は公募制の実施により民間活力の導入を図り、もって公共施設の有効活用を図る必要がある。</u>			
改革の具体的内容	管理組織体制を整え、主管室が率先して、公共施設の状況を把握し、小学校空き教室の活用、土日の施設活用等 有効に活用できるよう検討を進め、住民の意見等も聞き、公共施設の有効活用を進める。 <u>“公の施設”の維持管理にあたっては、指定管理者制度の導入を検討するものとし、とくに公募制を積極的に実施することにより、維持管理コストの縮減と、施設の利用率の向上、有効活用を図る。</u>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

	年 度	15	16	17	18
	年度別 計 画	内 容	公共施設有効利用 検討チームの設置・ 開催 利用状況の把握 利用基準の検討	公共施設有効利用 検討チームの設置・ 開催(5月～) 利用状況の把握(6 月～) 利用基準の検討及 び整備(3月)	(仮称)公共施設有 効利用検討チーム の設置 利用可能施設の選 定及び活用策の検 討
目 標 (数値等)					
経費節減額 (千円)					
計画に 対する 成 果	内 容	公共施設有効利用 検討チームの設置・ 開催を行えず	未実施	・学校の空教室の 利用(放課後児童 クラブ)、体育館・グ ラウンドの利用(一 般開放) ・市の管理する公 の施設について現 状調査(8月) ・施設の効果的か つ効率的な運営が 期待できる指定管 理者制度の導入の 意向調査を実施(1 2月)	
	目 標 (数値等)				
	経費節減額 (千円)	-	-	-	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	未利用市有地の有効活用(売却・貸付)		項目番号	4 -
改革方針	将来において行政目的を持つ見込みのない未利用地等の公有財産について、売却、貸付等を含めた適正管理と有効活用を実現する。	理念 目標	協働	
			効率	
			自立	
			経費の節減や、行政サービスの向上のための地域活用を図るため、未利用市有地の売却・貸付を行う。	
		期日	平成15年10月	
所管部・室	総務部 管財室 関係室	所管室長名	島藤 好孝	
改革項目の 現状と問題点	(現状) ・未利用市有地には、公益施設用地を確保したものの、社会経済情勢の低迷により未利用地となっている所や、事業の残地として所有する土地がある。 ・これらの土地は、管理費用がかかり、経費の節減や財源確保のため、未利用地の売却・貸付を行う必要がある。 ・また、現在地域等に貸付している部分についても点検を行い、整合を図る必要がある。 ・平成16年1月13日付普通財産売払事務取扱要綱及び未利用地の貸付基準を制定する。 (問題点) ・防犯、環境等の見地から管理費が多額に必要である。 ・売却、貸付する場合、当初の目的を見直しするとともに、住民の理解を得る必要がある。 ・売却処分を一般競争入札により実施するも応札には至っていない。 ・簿価を考慮に入れた予定価格の決定が難しい。			
改革の具体的内容	・財産有効活用促進検討委員会を早期に立ち上げ、未利用地の有効活用を図るため、売却・貸付の基準を制定する。 ・未利用地の中から売却、貸付可能な土地の選定や資料収集をする。			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年度別 計 画	年 度	15	16	17	18
	内 容	未利用地有効活用 専門チームで検討 を進め、売却要 綱、貸付基準を整 備し実施していく。 (1月)	売払要綱、貸付基 準に基づき、売 却、貸付を実施し ていく。売却 8月・ 2月 貸付 随時 市広報等をはじめ 市のHPを通じて情 報提供の充実を図 る。	売払要綱、貸付 基準に基づき、売 却、貸付を実施し ていく。 ・未利用市有地 の把握	売払要綱、貸付基 準に基づき、売 却、貸付を実施し ていく。 ・未利用市有地の 把握 ・未利用財産利活 用プロジェクトの設 置
	目 標 (数値等)	・売却 ・貸付	・売却 ・貸付	・売却 ・貸付	・売却 ・貸付
	経費節減額 (千円)		60,000千円	26,000千円	500千円
計画に 対する 成 果	内 容	(6月～9月) 専門チームでの検討 (9月～11月) 庁内検討・議会審議 (1月) 売払要綱・貸付基準 の制定 (2月) 市民会議報告	・平成16年8月 に市有財産の売却 処分を3件対象に 一般競争入札によ り実施するも入札 者はなかった。平 成17年3月に再 度実施する。 ・貸付について は、相談はあるも の実際の契約に は至っていない。	幼稚園用地・保育所 用地等の貸付実施。 また、このことによ り草刈業務委託費用 の削減が図れた。 昨年度応募が無かつ た未利用地の入札に ついては、今後条件 等を見直して再度実 施を検討。	
	目 標 (数値等)	(3月) 一般競争入札募集 の実施(応募なし)	(3月) 一般競争入札募集 の実施(応募なし)	(3月) 一般競争入札募集 の実施をすることが できなかった。	
	経費節減額 (千円)	-	-	586	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	市税等徴収率の向上		項目番号	4 -
改革方針	限られた財源のもと、地方分権時代にふさわしい市民サービスを提供するため、可能な限りの手段、対策を講じ、市民の理解・協力を得て市税等の収納率の向上を図り、歳入の確保を図る。	理念	協働 効率 自立	納税者全体の公平な税負担を基本ベースとし、徴収職員が適切な納税指導、効率的かつ的確な滞納整理を行うことが、自主納税の確立と租税債権の確保につながる。
		目標		
		期日	平成17年3月	
所管部・室	市民部 収納室	所管室長名	吉川 茂樹	
改革項目の現状と問題点	〔現状〕 ・バブル経済崩壊後、長期低迷する不況の影響を受け、会社の倒産や人員整理で失業者の増加、個人事業主の営業不振による個人破産等、滞納者の件数が年々増加している。そうした状況の中、滞納者個々の状況を的確・迅速に把握することに努め、督促・催告・差押え予告等の文書催告はもちろん、電話催告・市内及び市外の徴税訪問を実施するほか、一括納付が困難な者にたいしては、分割納付をおこなっている。また、納税意識の無い者にたいしては、差押え等の滞納処分をおこなっている。 〔問題点〕 ・会社倒産、個人の破産について、差押や交付要求で対応しているが、民間債権に劣後することが多く、換価できない場合がある。また、競売事件・破産事件が終了したものの、滞納処分する財産が無いもの、行方不明等の徴収不能の事件が数多く累積している。 ・滞納者の増加により職員の一人あたりの比重が増え、十分な徴税訪問が出来にくい傾向になった。			
改革の具体的内容	県内市町村で広域滞納整理の一部事務組合（仮称：三重地方税管理回収機構）を設立させ、滞納処分を前提とした財産調査、財産の差押え及び公売をする。人口5万以上10万未満の市では、年間40件の処理件数枠がある。また、機構の職員については、名張市から1名派遣で、運営資金の負担割合については、均等割 10万円、件数割(1件20万円)800万円、15年度準備室経費75万円を16年度で支出予定。今後は、破産会社等の高額滞納者について、徴収（回収）を依頼する。 16年4月1日三重地方税管理回収機構設立 転出滞納者の住所、資産、勤務先等の調査を徹底的におこなった後、文書による納税催告や市外・県外の訪問徴収に積極的に取り組み、一括納付が困難な場合は分割による納付確約を行い、納付に応じない滞納者には滞納処分を行うなど厳しい対応をしていく。 十分な徴税訪問が出来にくい傾向にあることから、市税の収納特別推進チーム（管理職）を構成し、適切な納税指導や的確な滞納整理を行う。			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年度別計画	年度	15	16	17	18
	内容	滞納整理機構の準備室を開設 市外滞納者への文書催告、訪問納税相談 収納特別推進チームの組織づくり(10月～12月) 収納特別推進チームが徴税訪問	三重地方税管理回収機構に参加(4月より) 破産会社等の高額滞納者について、三重地方税管理回収機構に徴収(回収)を依頼 収納特別推進チームによる徴税訪問検討、実施(10、11、12月)	破産会社等の高額滞納者について、三重地方税管理回収機構に徴収(回収)を依頼 部内管理職による徴税訪問検討、実施	破産会社等の高額滞納者について、三重地方税管理回収機構に徴収(回収)を依頼 管理職による徴税訪問検討、実施
	目標(数値等)	市外滞納者約1千件	徴収(回収)依頼件数 約20件 1チーム2名で5、6件を担当	徴収(回収)依頼件数 約40件	徴収(回収)依頼件数 約50件
経費節減額(千円)	5,320千円	6,053千円	6,608千円	7,096千円	
計画に対する成果	年度	15	16	17	18
	内容	滞納整理機構準備室を開設 滞納者への文書督促、催告、納税相談 収納率の向上検討会実施 収納特別推進実施要領(案)を委員会及び本部に提示 実施要領の整合から16年度も検討	三重地方税管理回収機構へ28件 税額50,565千円を依頼。17年5月現在税、督手、延滞含め31,232千円回収 昨年の一新本部での意見を現在整合、検討中。16年12月に部内管理職11名に1,500件の滞納整理を依頼。対応率15.5% 納付率6.8%	・滞納繰越分収納率(17年度見込み)(H15)17.46%(H17)27.30%(対15年度比9.84ポイント増) ・現年課税分収納率(18年3月末現在)(H15)94.46%(H17)95.16%(対15年度比0.7ポイント増) ・高額滞納者については、三重地方税管理回収機構へ21件、40,250千円を依頼。徴収金額10,473千円。 ・出納閉鎖前に市民部管理職による滞納整理を実施(17年5月) 管理職13名に対し、1,426件の滞納整理(電話督促)を依頼、対応率16.3% 納付率8.5%	
	目標(数値等)	市外滞納者への文書催告、訪問納税相談 については、推進チームの設置を目指したが、市の持つ他の債権(家賃・貸付金等)も視野に入れたチームの活動に向けて、16年度に再度検討する。	出納閉鎖までに部内管理職において再度、滞納整理を実施予定	・三重地方税管理回収機構へ21件、40,250千円を依頼。徴収金額10,473千円。 ・出納閉鎖前に市民部管理職による滞納整理を実施。	
経費節減額(千円)	-	-	-		

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	自主税財源拡充等の検討		項目番号	4 -
改革方針	分権型社会における自主財源の確保のため、目的税の導入や税率の見直しを検討する。また、さまざまな角度から財源の確保を検討する。	理念 目標	協働	
			効率	
		自立	分権型社会における目的税を導入することにより、住民に理解（課税客体）を得ながら、財源の確保を行うことができる。	
		期日	平成18年3月	
所管部・室	市民部 市民政策室 市民部 収納室	所管室長名	三好 洋子 吉川 茂樹	
改革項目の現状と問題点	<p>[現状] バブル経済崩壊後、長期低迷する不況の影響を受け、失業者の増加や個人事業主の経営不振等により、個人市民税や法人市民税等が減収傾向にあることから、市税（自主財源）の確保が難しい状況にある。</p> <p>[問題点] 自主税の財源拡充を図っていく中で、平成12年4月に施行された地方分権一括法により地方税法の改正が行われ、国の同意とする法定外目的税の制度が創設された。地方税は、普通税と目的税に大別され、普通税は徴収される税金の用途を特定せずに賦課され、自治体の一般経費となる。また、目的税は税金の用途を特定して賦課され、特定の目的や事業の経費とされるもので、道府県や市町村の目的税の税目等が、地方税法第4条及び第5条に定められており、道府県の目的税では、自動車取得税・軽油引取税・入猟税・水利地益税、市町村では、入湯税・事業所税・都市計画税・水利地益税・共同施設税・宅地開発税・国民健康保険税がある。上記以外の目的税が法定外目的税で、地方自治体が、特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法で定められていない税目を条例で定め設ける税で、産業廃棄物税をはじめ、勝馬投票券発売税・遊魚税等、各自治体独自で自主財源の確保策を講じている。当市においても「財政非常事態宣言」を発し、財政の健全化に向けて緊急対策に取り組んでいる中で、住民に理解を得られるような角度からの調査や研究が必要と考える。</p>			
改革の具体的内容	全国各地の目的税の取り組み等について、調査研究を行い、目的税の導入や税率の見直しを検討する。			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年度別計画	年度	15	16	17	18
	内 容	<p>目的税等に係る調査研究実施 自主税源拡充検討会の専門チーム発足< 8月から2月に4回開催 > 自主税源拡充検討会での協議 調査研究の結果報告< 3月 ></p>	<p>目的税等に係る調査研究 6月～3月 調査研究の結果報告 3月 固定資産（償却資産）実態調査 6月～3月</p>	<p>目的税等に係る調査研究 調査研究の結果報告</p>	<p><u>有料広告の取扱指針の策定、 有料広告掲載実施</u> <u>検討部会で目的税等にかかる調査研究</u></p>
目 標 (数値等)	-	-	-	-	<p><u>有料広告の取扱指針の策定、 有料広告掲載実施</u></p>
経費節減額 (千円)	-	-	-	-	
計画に対する成果	年度	15	16	17	18
	内 容	<p>税の課税客体の検討について～固定資産税（償却資産）の実態調査を行うことにより、税の不公平感（未申告および過少申告）をなくすとともに、税の増収も見込める。 目的税について～徴収方法や税の用途について検討していく。</p>	<p>・目的税等に係る調査研究については調査研究中。固定資産（償却資産）実態調査については、内容から「自主財源拡充等の検討」の改革項目から切り離して、17年度から取り組んで行く。</p>	<p>・有料広告の取扱にかかる検討チームを編成し、広報、ホームページ、公用車、ゴミ収集車、封筒など市の全ての資産について有料広告の掲載を検討（18年度から掲載実施） ・固定資産税の適正化に係る実態調査を、土地・家屋について9月より順次実施。 ・目的税等に係る調査研究については、まだ具体的な案には至っていない。</p>	
	目 標 (数値等)	-	-	-	-
経費節減額 (千円)	-	-	-	-	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	外郭団体見直し		項目番号	4 -
改革方針	出資法人等外郭団体の経営状況を検証し、委託業務等の適正化を図る。	理念 目標	協働	
			効率	
			自立	
			業務内容や運営方法の見直しにより、事務の効率化とサービスの向上を図る。	
		期日	平成18年3月	
所管部・室	行政改革評価室 関係室	所管室長名	岩本 信博	
改革項目の 現状と問題点	<p>市が出資する外郭団体のうち、名張市土地開発公社、財団法人名張市社会教育振興会(ともに出資比率100%)及び名張市社会福祉協議会(出資比率36.7%)の3団体を検討の対象とした。</p> <p>〔現状〕 土地開発公社 長期にわたる景気低迷を背景として、土地の保有期間の長期化、借入金金利や管理経費の上昇により、厳しい経営環境となっている。 社会教育振興会 公設の財団法人として独立しているが、運営は市補助金によるところが大きく、自立性が低い状況にある。事務局体制も弱く、行政からの応援に依存している。 社会福祉協議会 市は福祉施策の一部を社会福祉協議会へ委託している。</p> <p>〔問題点〕 土地開発公社 厳しい財政状況のもと効果的な対策の実施が難しい。 社会教育振興会 財団でありながら、その運営が行政的な統制管理システムのもとにあり、事業の多様性の確保、事業の選択や事業の支援のための総合的専門体制の整備、専門的人材の確保が弱い。 社会福祉協議会 社会福祉構造改革のもとで委託事業の総合的な事業評価を推進する必要がある。</p>			
改革の具体的内容	<p>業務内容について、行政との役割分担を明確にするとともに、社会経済情勢の変化による本来的な業務のあり方を検討し、見直しを図る。また、事業実施状況に応じて職員の減員など管理経費の削減を行う。</p> <p>土地開発公社 当初目的の事業実施が困難な土地は、他用途への変更も検討し、早期処分に努める。早期処分が困難な場合は、民間への売却も視野に入れ、早期処分を促進する。</p> <p>社会教育振興会 財団方式の経済的効率性を追求するため、事業運営をNPO等への民間委託を推進するなど、時代の変化に対応した業務内容や行政直営的な運営方法の見直しを検討する。</p> <p>社会福祉協議会 平成15年度名張市社会福祉協議会事業計画書に基づき、経営管理マネジメント体制を構築(経営委員会を設置)し、適正な財務管理等のあり方について検討するとともに事業総合評価委員会を設置し、業務点検指標を作成する。</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年度別 計 画	年 度	15	16	17	18
	内 容	各団体に別経 営改善方針の 策定	各団体に別経 営改善方 針の策定 特に、社会教育振興会につ いては、18年度からの事業 運営民間委託に向けた取り 組みを進める。	・土地開発公社については、総 務省の土地開発公社経営健全化 対策に基づき、計画的に健全化 への取り組みを進める。 ・社会教育振興会については、 18年度からの事業運営民間委託 に向けた取り組みを進める。 ・社会福祉協議会については、 指定管理者制度との整合もはか りつつ、課題とその改善策の検 討を進める。	・ <u>土地開発公社については、 経営健全化計画に基づき取 組みを進める。</u> ・ <u>社会教育振興会について は、改革方針に基づき事業 運営民間委託を進める。</u> <u>事業委託団体募集(4月)</u> <u>委託事業開始(6月)</u> ・ <u>社会福祉協議会について は、経営改善方針の策定す るよう支援を行う</u>
目 標 (数値等)	経営改善方針 の決定	経営改善方針の決定	経営改善方針の決定	経営改善方針の決定	<u>社会福祉協議会につい ては、経営改善方針の 決定</u>
経費節減額 (千円)					
計画に 対する 成 果	内 容	土地開発公社 の事務局体制 のあり方を検 討・見直し(1 月～3月)	・経営改善方針は策定できず。 以下は、各団体の取り組み。 ・土地開発公社 ...国の構造改革特区による企業立 地促進特区認定により滝之原工業 団地の賃貸が可能となった。(6 月) 伊賀南部農協の水稲育苗施設の 立地協定締結(約5年間の土地賃貸 契約。(11月) (賃貸借料=年間607万5000円)な ど) ・社会教育振興会 ...「市民アンケート」実施によ り、現状の把握と改善策を検討 し、文化団体等へ運営内容等の説 明実施(8月～10月) (別途改革項目により委託を検 討) ・総務省の「第三セクターに関す る指針(改定)」(平成15年12月 12日付け総財経第398号)に沿った 共通の見直し方針を策定し、来年 度以降順次外郭団体の経営状況 の点検評価を定期的に行い、必要 に応じ事業の見直し、廃止等を行 うこととする。	(土地開発公社) ・経営健全化計画を策定(2 月) (社会教育振興会) ・社会教育振興会に対し、運 営の見直しについて支援 ・社会教育振興会実施内容と しては、H17年11月、評議員 制度の立ち上げ、自立型運営に 向けた経営改革の方向の検討、 改革方針の策定(3月)などを 行った。 (社会福祉協議会) ・経営改善方針の策定を協議 ・18年度より、指定管理者制 度へ移行	
	目 標 (数値等)	土地開発公社 の事務局体制 を見直し (市長部局で兼 務)	経営改善方針の策定は できなかった	(土地開発公社) ・経営健全化計画を策定 (社会教育振興会) ・自立型運営に向けた改 革方針を策定	
	経費節減額 (千円)	-	-	-	-

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	病院の経営改善		項目番号	4 -
改革方針	医療サービスの向上、運営の効率化、収入の確保、費用の節減を基本とし、長期的展望に立った市立病院経営健全化に向けた改革を実施する。 公共性と経済性のバランスに留意し、明確な数値目標を立て、経営健全化計画を策定し、改革を実施する。 改革の実施には、外部の専門家、市民の参加を得て行う。	理念	協働	
			効率	
		目標	自立 自立する自治体として、病院事業の公共性と効率性のバランスをとり、改革。	
		期日	平成19年3月	
所管部・室	市立病院事務局 経営室	所管室長名	山本 順仁	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床・診療科目 200床 内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、眼科、放射線科、麻酔科、以上9診療科 ・機能的特徴 紹介外来制、専門領域の二次医療、二次救急の24時間対応 ・赤字経営 平成13年度損失額 約7億6千万円 平成13年度末累積損失額 40億円 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次医療を担う市立病院の役割は大きく、更に量的・質的充実が求められる。 又、200床で不採算分野の二次救急（24時間対応）を担っている ・市立病院の基本理念、機能について、全職員への周知・徹底が不十分 ・健全な病院経営のための経営計画（長期含む）が設定されていない ・経営の専門家が確保されていない 			
改革の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な数値目標を立て、経営健全化計画を策定し、改革を実施する ・改革を推進するため、院内に病院経営健全化推進部会を設置する ・経営健全化計画は、平成14年度中に策定する ・計画は、平成15年度から18年度までの4ヵ年とする ・平成18年度末には、単年度損失額を2億円以内にする <u>平成16年度より年次的に一般会計繰入れが大幅に削減されたため、目標数値を、一般会計繰入、減価償却、利息を控除後の損失額に変更平成18年度9千万円以内に修正。</u> ・職員の意識改革を進め、信頼される病院をつくる ・経営専門の人材および有能な医療従事者の確保・育成・活用と医療の質の向上を図る ・医療情勢の動向や市民ニーズを的確に把握し、サービスの改善に努める ・具体的方策と数値目標を明らかにするため、経営健全化計画に基づく推進プランを策定する ・推進プランを計画・実行するため、以下の各推進班を立ち上げ、計画の策定及び改革の実行を図る 病院機能向上 医薬材料の縮減 診療報酬請求の適正化 患者サービスの向上 省資源・省エネに関する庶務改善 			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年度	15	16	17	18	
年度別計画	内容	経営健全化計画及び推進プラン（平成14年度策定）により第1年度推進業務委託見直しの検討 材料費の見直し 診療報酬請求業務の精度向上 病院機能の向上 患者サービスの向上 生産性の向上	経営健全化計画及び実行計画（平成14年度策定）により第2年度推進業務委託の見直し 材料費の見直し 診療報酬請求業務の精度向上 病院機能の向上 患者サービスの向上 生産性の向上 診療機能の充実の検討 診療科別・部門別損益管理の導入 目標管理体制の構築	経営健全化計画推進実行第3年度推進 （1）推進プランの実行 委託業務見直し（物品管理・滅菌業務等） 診材・薬品見直し（廉価同等品採用・銘柄集約等） 診療報酬請求向上-返戻・減点・請求漏れ対策- 患者サービスの向上 （2）地域中核病院としての方向性検討 地域医療機関との連携機能拡充 現診療機能拡充検討（日帰り手術・専門外来等） 亜急性期病床の導入 （3）新しいマネジメント手法の導入 部門別・科別損益管理の運用 各種指標を用いた目標管理体制の構築	経営健全化計画最終年度推進 （1）推進プランの実行と検証 診療報酬増収への努力 亜急性期病床の導入 委託業務・診材・薬品見直し推進 診療報酬請求向上、患者サービスの向上推進 （2）新しいマネジメント手法の導入 部門別・科別損益管理の運用 各種指標を用いた目標管理体制の構築 （3）健全化計画の実績と評価及び今後の方向性検討 健全化計画実績まとめ及び評価 地域中核病院としての今後の方向性検討（健全化計画終了後の次年度からの改革改善計画策定経営のみならず、今後の方向性・機能のあり方検討、新病院機能推進計画策定）
	目標 (数値等)	純損失額 (約3億9千万円)	一般会計繰入額15年度比 約2億円削減 損失額 4億9千万円 一般会計繰入、減価償却、利息控除後損失額 1億7千万円	一般会計繰入額15年度比 約3億7千万円削減 損失額 5億4千万円 一般会計繰入、減価償却、利息控除後損失額 1億2千万円	一般会計繰入額15年度比 約3億7千万円削減 損失額 5億1千万円 一般会計繰入、減価償却、利息控除後損失額 9千万円
	経費節減額 (千円)	減価償却等控除後前年度比 約1億7千万円の減	一般会計繰入、減価償却、利息控除後損失額（H14年度比） 3千9百万	一般会計繰入、減価償却、利息控除後損失額（H14年度比） 8千9百万	一般会計繰入、減価償却、利息控除後損失額（H14年度比） 1億1千9百万
計画に対する成果	内容	病院事業収益 4,263,342千円 病院事業費用 4,546,542千円	1. 業務委託の見直し ・ 契約方法の見直し：随意契約から競争入札実施（債務負担により、17年1月から2月に入札実施） ・ 仕様書の見直し：効率的な運用、必要なものと不必要なものの選別 2. 材料費の見直し ・ 価格交渉の継続。具体的な見直しについては今年度中に検討し、実施していく。 3. 診療報酬請求業務の精度向上 ・ レセプト減点率1%（13年度）から0.49%（16年10月現在）に縮減 4. 病院機能の向上 ・ 病院機能評価の受審 5. 患者サービスの向上 ・ 患者様意見箱の設置を1箇所から6箇所に増やし、週1回収を行い、毎月意見に対し回答を掲示している。 平成17年度に反映 業務委託 121,000 材料費 29,000	経営健全化計画推進実行第3年度推進 （1）推進プランの実行 委託業務見直し 物品管理・滅菌業務等及び新規見直し 診材・薬品見直し 廉価同等品採用・銘柄、集約等推進 診療報酬請求向上-返戻・減点・請求漏れ対策- 患者サービスの向上 （2）地域中核病院としての方向性検討 亜急性期病床の導入 導入、実績シュミレーション検証、 18年度に向かって導入準備 （3）新しいマネジメント手法の導入 部門別・科別損益管理の運用 部門別・科別損益計算書策定推進 各種指標を用いた目標管理体制の構築 帳票検討	
	目標 (数値等)	純損失額 (約2億8千万円)	一般会計繰入額15年度比 約2億円削減 損失額 430,000 一般会計繰入、減価償却、利息控除後損失額 152,000	一般会計繰入額15年度比 約3億7千万円削減 損失額 500,000 一般会計繰入、減価償却、利息控除後損失額 78,000	
	経費節減額 (千円)	減価償却等控除後の実質削減額(H14年度比) 108,000	減価償却等控除後の実質削減額(H14年度比) 57,000	減価償却等控除後の実質削減額(H14年度比) 131,000	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	看護専門学校経営改善		項目番号	4 -
改革方針	民間委託、民営化等も視野に入れた抜本的な改革方針を確定した上で、将来のあり方について、地域医療への寄与という観点を踏まえつつ、経費節減、卒業生の地元への確保等の具体的目標を持った改革を進める。	理念	協働	
			効率	
		目標	人材育成の公益性の維持と効率を考へての改革を目指す	
		期日	平成16年3月	
所管部・室	市立病院事務局 経営室 看護専門学校 教務庶務室	所管室長名	山本 順仁 長谷川 美恵子	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 店員60名(各学年20名) <u>在学者数74名(1年生25名・2年生23名・3年生26名)</u> <u>平成17年度卒業生数24名 市内医療機関10名就職(市立病院9名)</u> <u>平成17年度一般会計繰入金 131,149千円</u></p> <p>〔問題点〕 ・途中退学者・<u>卒業延期者</u>の増加による卒業生の減少 ・<u>市立病院への就職は例年一定の募集はあるが、市立病院以外の市内医療機関からの求人がほぼ無い為、今後の市内就職率の引き上げは難しい。</u></p>			
改革の具体的内容	<p>《改革方針の策定》 看護学校のあり方について意見を求めるため看護学校志望高校生・在校生にアンケートの実施 民間委託・民営化等も視野に入れた看護学校のあり方について検討委員会の開催(委員は各分野から選出) 改革方針を策定する。</p> <p>《経営改善》 公立のみでなく民間とのバランスを考えて収入増を図る。 条例改正による入学金・授業料・受験料改正 入学金50千円 70千円 授業料240千円 300千円 受験料8千円 10千円 内容の見直しにより経費節減を目指す</p> <p>《看護師養成所としての人材育成の効率化》 伊賀地域の受験生入学生の増加により市内就職率を引き上げる</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年 度	15	16	17	18	
年度別 計 画	内 容	アンケート実施 6月～8月 民間委託・民営化 等も視野に入れた看護 学校のあり方について 検討委員会実施 7月～11月 改革方針策定 3月 条例改正による検 定料・入学金の改定 市内在住者の社会 人・大卒者入試の実施 内容見直しによる 事務経費の節減	改革方針に基づいた 運営の実施 授業料の引上げによ る収入増 (1学年) 卒業者の市内就業 促進の為、市内在住 の社会人・大卒者入 試の実施 事務の効率化、経 費の節減を図る。	改革方針に基づいた 運営の実施 ・授業料の引上げ による収入増(2 学年) ・事務の効率化、 経費の節減を図 る。 ・特区・地域再生 計画を利用した民 営化の検討	改革方針に基づいた 運営の実施 ・授業料の引上げに よる収入増(全学年) ・事務の効率化、経 費の節減を図る。 ・特区・地域再生計 画を利用した民営化 の具体的検討および 方向付け
	目 標 (数値等)	市内就職率引上げ	市内就職率引上げ 伊賀地域(特に市内 在住者)入学率引上 げ	市内就職率引上げ	市内就職率引上げ
	経費節減額 (千円)	14年度繰入金対比 1,850 繰入金 137,666	14年度繰入金対比 6,217 繰入金 133,299	14年度繰入金対比 6,586 繰入金 132,390	14年度繰入金対比 <u>7,474</u> 繰入金 132,042
計画に 対する 成 果	内 容	アンケート実施 在校生64名 6月 高校生62名 8月 民間委託・民営化 等も視野に入れた看護 学校のあり方について 検討委員会実施6 回 改革方針に基づく 協議を開始 条例改正による検 定料・入学金の改定 市内在住者の社会 人・大卒者入試の実施 事務経費の節減	経営委託・公設民 営方式への移行につ いて調査、検討(特区 提案) 授業料の改定によ る収入の増加 市内就労者の増加 市内在住者対象の 社会人・大卒者入試 の実施 事務経費の節減	経営改善について は、病院と一体の経 営改善の推進(随意 契約を廃止、競争入 札の実施、仕様書の 見直しなど) 民営化の検討。 18年度市内病院 就職者10名。	
	目 標 (数値等)	受験料改正により 1,136千円 1,420千 円 入学金改正により 1,800千円 2,520千 円 市立病院職員募集6名 内3名就職	授業料改正により 15,660千円 17,660 千円 市立病院就職者6名	授業料改正により 17,660千円 19,915千円 市立病院就職者10 名	
	経費節減額 (千円)	14年度繰入金対比 11,428 繰入金 128,088	14年度繰入金対比 7,771 繰入金 131,745	14年度繰入金対比 8,367 繰入金 131,149	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	応急診療所の改革		項目番号	4 -
改革方針	応急診療所について、市民サービスの向上、効率性の観点から市立病院との併設を目標に改革を進める。	理念 目標	協働	
			効率	
			自立	
			一次・二次の連携を図り、経費の節減と住民サービスの向上を図る。	
		期日	(保留)	
所管部・室	健康福祉部 地域医療室	所管室長名	筒井 美智	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 市立病院開所により、応急診療所からの二次病院転送患者のほとんどが市立病院への転送である。また、応急診療所と場所的に離れていることから直接市立病院へ受診する人もあり、応急診療所の受診数も減少してきている。</p> <p>〔問題点〕 医師会との協議・調整に努めているが、さまざまな観点から検討する必要がある。 市立病院への応急診療所の併設が可能か、法的調査及び検討を要する。 昭和58・59年度に保健センター建設時、国・県より「保健衛生施設等施設整備費国庫負担(補助)金」の交付(31,733千円)を受けている。そのことにより、保健センターから応急診療所を切離した場合補助金の返還金が生じてくることが考えられる。</p>			
改革の具体的内容	<p>改革方針にそって、医師会・薬剤師会の合意が得られるよう引きつづき努力していく。</p> <p>〔上記問題点への取り組み〕 平成15年5月中を目途に医師会・薬剤師会に説明を実施し、市の方向性を提示する。 平成16年度中は改革項目を引き続き、協議していく。</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年度別 計 画	年 度	15	16	17	18
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会、薬剤師会との調整(移設の基本合意) ・市立病院への併設を検討 ・医療事務職員の人員削減(平成14年度より実施済み) ・夜間における警備委託の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会、薬剤師会との調整、協議 		
目 標 (数値等)	人件費の削減			(保留項目とする)	
経費節減額 (千円)	1,595 (H14比)				
計画に 対する 成 果	内 容	<p>関係各機関への市の方針等は伝えてあり周知されているが、市立病院への併設について、関係各機関の基本合意には至ってない。医療事務職員の人員減、夜間警備委託の廃止。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内打合せ(4月) ・県との調整(5月、9月) ・医師会との調整(5月、6月、10月) ・課題の整理 </div>	<p>小児科医師不足・小児科医師の過重労働問題等があり、地域医療全体として検討中</p>		
	目 標 (数値等)	当初目標の人員費の削減については達成	人件費の削減	人件費の削減	
	経費節減額 (千円)	1,595	1,595	1,595	